

秦野市人権施策推進指針

「差別」という言葉がなくなる日に向かって！

平成18年(2006年)1月 策定

令和4年(2022年)4月 改定



秦 野 市

はじめに

「誰もが多様性を認めあい、差別や偏見のない明るい社会」の実現に向けて



人権は、私たちが平和の中で自由と生存を確保し、幸福な生活を送るうえで不可欠な権利です。日本国憲法にうたわれていますとおり、人類の多年にわたる努力の成果として、私たちに託されており、誰もが、生まれながらに持っている権利です。

本市では、たばこ栽培に始まる産業の発展の中で、全国から集まる人々が、自然の恵みをうけながら、協力して暮らしてきました。その営みの中で、人権尊重と調和への先駆的な努力がなされ、その成果が脈々と受け継がれてきたという歴史があります。

このたび、本市では、本年4月からの犯罪被害者等支援条例の施行に合わせ、平成18年に策定した「秦野市人権施策推進指針」を改定いたしました。

この指針は、人権尊重の社会を目指すうえでの基本理念を示すとともに、子ども、女性、障害者、高齢者の人権や同和問題など、様々な人権課題の解決に向けた、本市の施策の基本的な方向性を定めています。

今回の改定では、犯罪被害者等の人権を地域社会で支える施策を追加したほか、新型コロナウイルスの感染者等に対する差別など、新たな人権問題や、近年の法令整備を反映し、人権を取り巻く状況の変化に対応いたしました。

これからも、市民の皆様のご理解のもと、人権を大切にする秦野の風土を活かし、「誰もが輝く」社会の実現に向け、取組みを展開してまいります。

結びに、この指針の策定にあたり、熱心にご討議いただきました人権施策推進懇話会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見、御助言をいただきました多くの方々に、心から感謝申し上げます。

令和4年（2022年）4月

秦野市長 高橋昌和

目 次

第1章	人権施策推進指針の策定に当たって	
1	指針策定の背景	1
2	指針策定に向けた取組み	2
3	指針の位置付け	3
第2章	基本理念	4
第3章	分野別施策推進の基本的方向	
1	子どもの人権	5
2	女性の人権	8
3	同和問題	10
4	障害者の人権	11
5	高齢者の人権	13
6	疾病等に関わる人権	15
7	外国人の人権	16
8	犯罪被害者等の人権	17
9	その他の人権施策課題	19
第4章	今後の人権施策推進のための取組み体制・課題	
1	人権施策推進のための行政組織・システム	22
2	人権教育・啓発を進める行政・教育システム	22
3	人権相談・人権救済のための組織・システム	22
4	人権に関係した活動をする市民ボランティア、NPO、NGO などの育成・活動支援のシステム、行政・教育とのネットワーク づくり	23
資料		
1	日本国憲法（抜粋）	24
2	はだの子ども人権宣言	28

第1章 人権施策推進指針の策定に当たって

1 指針策定の背景

(1) 国際的な状況

第二次世界大戦の惨禍を防ぐことができなかつた反省から、人権の保障は、平和の基礎であり、国際社会で取り組むべき課題だという考えが主流となっていきました。昭和20年(1945年)6月に調印された「国連憲章」に基づき、人権尊重の促進を主要な目的の一つとする国際連合が同年10月に設立されました。

昭和23年(1948年)に国連総会は、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」を採択しました。さらに、この宣言の内容等に法的な拘束力を持たせるため、昭和41年(1966年)に、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)」「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)」「自由権規約第一選択議定書(個人通報制度)」「自由権規約第二選択議定書(死刑制度廃止)」を採択しました。その後も次々と個別の人権分野に関する条約が採択され、国際的な人権保障が進められています。

わが国も、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で人権に関する諸制度を整備するとともに、国際人権規約(社会権規約、自由権規約)、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約、強制失踪条約、障害者権利条約を批准しながら、法整備を進め、施策を講じてきました。

(2) 国内の状況

人権の尊重を求める運動は、戦前から、自由民権運動期、大正デモクラシー期などに高まり、国会の開設とそれに伴う制限選挙制の導入、参政権の拡大などにつながりました。言われなき差別としてあった部落差別の解消を目的に大正11年(1922年)に結成された全国水平社を中心に広がった水平社運動※は、基本的人権の尊重を求めるものでした。

戦後の民主化の中、昭和21年(1946年)の衆議院議員総選挙で初めて女性が参政権を行使し、同年11月3日には、基本的人権(人間の尊厳

※ 水平社運動 被差別部落の人々が、差別からの解放を目指して全国水平社を設立し、大正末期から昭和初期にかけて活発な運動を展開した。神奈川では、全国水平社の組織はなく、被差別部落の人々自身が生活を向上させることなどにより差別を克服しようとする部落改善運動や、融和教育が、差別の解消を願う人たちの先駆的な努力により実践された。

に基づいて一人ひとりが生まれながらに持っている、生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営む権利)の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法が公布され、翌年5月3日に施行されました。また、わが国は、昭和26年(1951年)に連合国48か国と講和条約を締結し、翌年に主権を回復、昭和31年(1956年)には国連に加盟して国際社会への復帰を果たしました。

部落差別の解消を求める運動は、戦後さらに活発となり、国会での審議を経ながら昭和44年(1969年)「同和対策特別事業法」の成立を得て、差別の解消に著しい成果をあげました。

その他の人権問題についても、個別課題に向けた法律による取組みと、NPO(非営利組織)、NGO(非政府組織)などを中心とした人権尊重に取り組む活動が多く行われています。

しかしながら、さまざまな場面で「人権侵害」と思われる事象があり、インターネットの特性である匿名性を悪用し、他人を誹謗(ひぼう)中傷したり、差別的書込みをしたりするといった人権侵害も起こっています。

すべての人々の基本的人権が尊重され、ともに支え合い、誰もが輝くことができる社会を実現するためには、私たち一人ひとりが、先人たちが積み重ねてきた人権により人と人が結びついていることを理解し、人権課題の解決に向けた努力を実践していくことが大切です。

2 指針策定に向けた取組み

本市では、昭和63年(1988年)に国民的課題である同和問題の解決に当たり、市民に対する啓発活動の推進を総合的かつ効果的に行うため「秦野市同和問題啓発推進委員会」を設置し、平成14年(2002年)まで啓発活動を行ってきました。

また、平成14年(2002年)に設置した「秦野市同和対策事業懇話会」から、今後の同和対策事業のあり方について、平成16年(2004年)に最終提言を受けています。

これらの経過と、国が、平成9年(1997年)に「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」を策定し、教育・啓発などを通じて人権尊重の理念を広める取組みを行うこととしたことを踏まえ、平成15年(2003年)に「秦野市人権施策懇話会」を設置し、本市の人権施策を推進していく上での基本理念や基本的な方向性などについて討議を重ね、平成17年(2005年)3月には「秦野市人権施策について」の提言をいただきました。

この提言を受け、人権施策推進のための指針策定に取り組み、平成18年(2006年)1月に人権施策推進指針を策定しました。

さらに、令和4年（2022年）4月には、秦野市犯罪被害者等支援条例に基づく施策を反映するとともに、人権に関する国内状況・社会環境の変化及び本市の人権施策の進展状況を踏まえて、「秦野市人権施策推進懇話会」の意見をいただき、パブリック・コメントを経て、指針を改定しました。

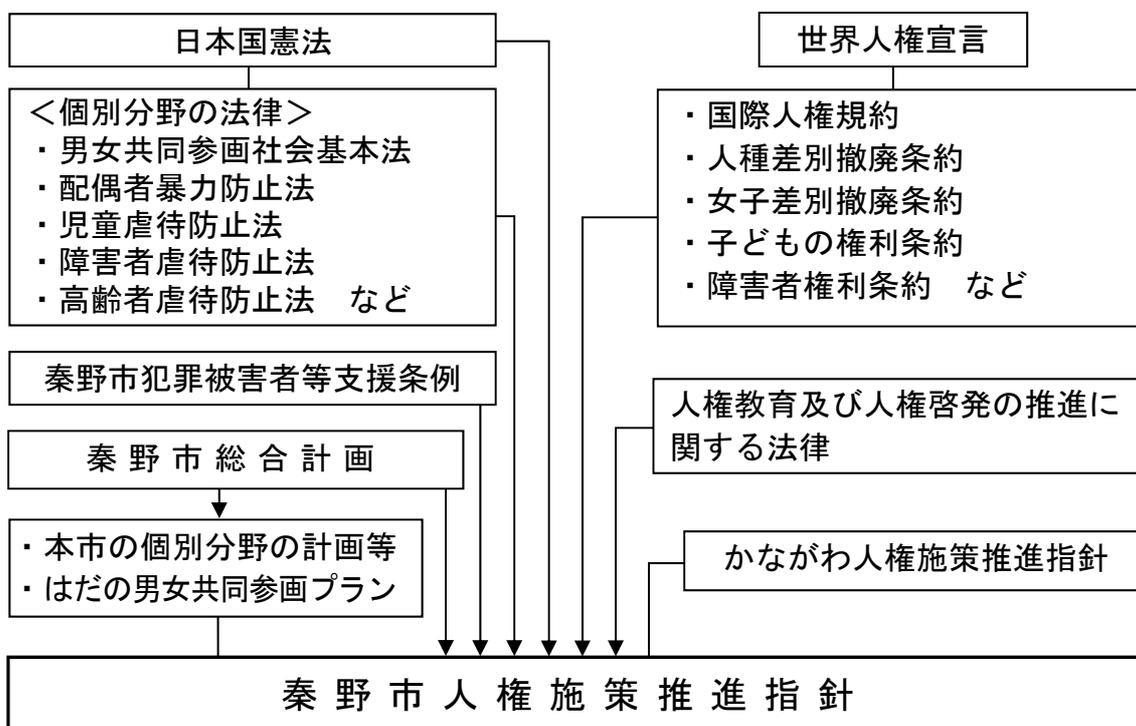
また、この指針は、平成27年（2015年）9月の国連持続可能な開発サミットで採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」（持続可能な開発目標（SDGs）を含む。）の理念と一致するものです。

3 指針の位置付け

この指針における人権教育・啓発の施策は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定する、地域の実情を踏まえた人権教育及び人権啓発に関する施策の一環として位置付けます。

この指針は、秦野市総合計画「はだの2030プラン」の都市像である「水とみどりに生まれ 誰もが輝く暮らしよい都市（まち）」の実現を目指し、「人権を尊重し多様性を認めあう社会づくり」を推進するため、本市の人権施策を推進するうえでの基本的な方向性を示すものです。指針の内容については、人権に関する国内状況・社会環境の変化を踏まえ、市民等の意見を取り入れ適時見直しなどを行います。

《本指針と法令等との関係》



第2章 基本理念

～「人権を尊重し多様性を認めあう社会づくり」に向けた考え方～

1 自然の中で心を育てる

本市の持つ「きれいな水」と「みどり豊かな環境」を守り、愛することは、人の心にゆとりを与えます。このような自然環境のもとで、差別のない住みよい社会の実現を目指します。

2 歴史から学ぶ

本市は、たばこ栽培等を通じ全国各地の人々と交流が生まれ、各地から人々が移り住み、受け入れ、ともに暮らした歴史的な経過を持っています。さらに、明治期から、基本的人権の尊重を目指した自由民権運動などの、市民レベルの運動が先駆的に展開されてきました。そういった歴史的背景のもとに、「人権を尊重する住みよいまち」を目指します。

3 人権尊重の社会を目指す

大人は、子どもたちの模範となり、一人ひとりを尊敬・尊重し、差別意識が起こらず、「安心・安全・安定」した社会へと進むために、秦野の風土を大切にしながら、子どもたちの成長に応じた「人権に配慮・注目する（した）教育」が行われる必要があります。未来を子どもたちに託し、活力と潤いのある、人権が尊重されるまちづくりを目指します。

第3章 分野別施策推進の基本的方向

1 子どもの人権

～一人ひとりの違いを理解し、ともに生きることの大切さを学ぶ～

[現 状]

国連総会は、平成元年（1989年）に、子どもの人権尊重、保護の促進を目指し「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を採択し、わが国は平成6年（1994年）に、この条約を批准しました。

国内の状況を見ると、核家族化、少子高齢化、地域連帯意識の希薄化、女性就業率の上昇など、子どもと家庭を取り巻く環境の変化とともに、保護者の社会的孤立と育児不安の高まり、児童虐待、子どもによる凶悪事件、子どもの貧困などが社会問題となっています。

こうしたなか、社会全体で子育てを支援するため、平成15年（2003年）に「次世代育成支援推進法」、平成24年（2012年）に、幼児期の学校教育・保育及び地域子育てを支援する「子ども・子育て支援法」が成立し、平成27年度（2015年度）から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

また、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年（2013年）に成立し、翌年1月から施行されました。

さらに、「児童虐待防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が平成12年（2000年）に成立し、平成17年（2005年）には「児童福祉法」が一部改正され、児童虐待の防止、早期発見・早期対応が図られています。また、令和元年（2019年）には、児童虐待防止法等が一部改正され、親権者等は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことが法に明記されました。

本市においては、平成17年（2005年）3月に「安心して子どもを産み、喜びと責任をもって子育てができるより良い環境づくり」を基本理念とする「秦野市次世代育成支援計画」を策定、平成22年（2010年）3月にその後期計画を策定し、家庭や地域における子育ての支援に努めてきました。

その後、「子ども・子育て支援新制度」の開始に合わせ、平成27年（2015年）3月に「秦野市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年（2020年）3月にその第2期計画を策定し、「次世代育成支援計画」の基本理念等を継承するとともに、子どもの貧困対策を加えて、子育て支援を

総合的に推進しています。

さらに、令和3年（2021年）3月に、「秦野市教育振興基本計画」を策定し、家庭、学校、地域、行政が連携・協力し、子どもの幸せと健やかな成長を促進するために、秦野の教育の方向性を示しながら、教育環境の整備や支援対策の充実に努めています。

このように、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、社会全体で子どもの人権を守るため、その社会基盤の整備に取り組んでいます。

[重点施策]

1 子どもの人権の尊重

「子どもの権利条約」の趣旨を尊重し、施策の充実に努めます。

2 安全で安心で安定した環境づくり

(1) 自然環境の保全

本市の持つ豊かな自然環境を生かし、子どもたちの豊かな感性を育みながら、伸びやかに成長できるよう支援します。

(2) 生活環境の支援

ア 子どもたちの生活の基盤である家庭が、心休まる居場所となるように支援します。

イ 平成9年（1997年）に策定した「はだの子ども人権宣言」を尊重し、子どもたちが明るく楽しい生活を送ることができるように、家庭、学校、地域が連携し、地域の子育て力・教育力の向上を目指し、地域コミュニティの機能強化を支援します。

ウ 子どもたちも秦野の大切な市民であるという意識を持って、まちづくりを進めます。特に、「誰もが利用しやすいように」というユニバーサルデザイン※の視点に立ち、住みよい地域環境づくりに努めます。

3 支援を必要とする子どもを守る体制づくり

子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されないよう、育成環境の整備や教育の機会均等など子どもの貧困対策に取り組めます。

4 組織・体制の充実

(1) 子どもに関わる相談窓口・体制の充実

平成17年度（2005年度）に一義的な子どもに関する相談窓口として家庭児童相談班を設置しました（現在の名称は、こども若者相談担当）。令和元年度（2019年度）には、保健福祉センター内に、子ども

※ ユニバーサルデザイン 誰もが利用しやすいよう、環境、建物・施設、製品等のデザインを考えること。

家庭総合支援拠点を設置し、家庭相談員・児童心理相談員・保健師等が保護者等から相談を受け、子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら、各機関と連携して支援を行っています。今後も、相談支援体制の充実に努めます。

(2) 子育て支援の中の児童虐待防止対策

児童への虐待は、子どもの健やかな成長や発達を阻害する、基本的な人権を脅かす重大な問題です。妊産婦や乳幼児を対象とした健康診査や相談事業等を通して、子育てに悩む保護者への個別支援や見守りを実施するとともに、福祉、医療、保健、教育、警察、NPO等の地域における関係機関の協力体制のもと「要保護児童対策地域協議会」を平成17年度（2005年度）からスタートさせ、早期発見・早期対応に努めています。

(3) 学校における相談事業の実施

暴力行為、いじめ、不登校等の対策として、はだのっ子あんしん相談室※やスクールカウンセラー※、スクールソーシャルワーカー※の配置など各種相談事業の充実に努めます。

5 学校での人権教育の推進

- (1) 一人ひとりの子どもを個人として尊重し、認め、励まし、それぞれの可能性を引き出す教育の充実に努めます。
- (2) 多様化する子どもたちの教育課題に対応するため、合理的配慮※を踏まえたインクルーシブ教育※を推進し、個に応じた支援体制の充実に努めます。

-
- ※ はだのっ子あんしん相談室 子どもや保護者が「不安に感じること」や「悩んでいること」等を相談できる電話窓口。
 - ※ スクールカウンセラー 学校で子どもや保護者、教職員にカウンセリングやアセスメント等の心理的な支援をする人。
 - ※ スクールソーシャルワーカー 社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する人。
 - ※ 合理的配慮 障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としている意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応に努めること。教育活動においては、教職員等の確保、施設・設備の整備、柔軟な教育課程の編成や教材の配慮等が考えられる。
 - ※ インクルーシブ教育 全ての子どもがなるべく同じ場でともに育つことを目指す考え方。

2 女性の人権

～互いの人権を尊重し、対等な関係であらゆる分野に参画する～

[現 状]

国連による昭和 50 年（1975 年）の「国際婦人年」と、その翌年からの「国連婦人の 10 年」の取組みをきっかけに、世界における女性の地位の向上は、大きく前進しました。

わが国でも、「女子差別撤廃条約」の批准に先立ち、昭和 60 年（1985 年）に、「男女雇用機会均等法」を制定し、女性の就労環境の改善に踏み出しました。

しかし、法令整備にもかかわらず、男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、家庭や職場において様々な男女差別が生じています。平成 11 年（1999 年）に制定された「男女共同参画社会基本法」は、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現が 21 世紀の日本社会を決定する最重要課題であると位置づけました。

また、配偶者等からの暴力の問題については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年（2001 年）公布・施行、令和元年（2019 年）最終改正）により、施策が推進されています。

平成 28 年（2016 年）4 月には、「女性活躍推進法」が施行され、国、地方公共団体、一定規模以上の企業に、行動計画の策定や情報公表等が義務付けられました。

本市においても、平成 13 年（2001 年）4 月に「はだの男女共同参画プラン」を定め、その後の改定を経ながら、全ての人が暮らしやすく、個々の能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するため、庁内の推進体制を整備するとともに、市民団体と連携し啓発活動を行っています。

また、性犯罪、ドメスティック・バイオレンス（DV）※、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等をなくすための啓発を推進するとともに、女性相談室を設置し、女性が抱える悩みについて、相談者の気持ちに寄り添った対応をしています。

※ ドメスティック・バイオレンス（DV） 配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力や暴言。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えられることなども含む。

[重点施策]

1 男女共同参画社会の推進

仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進を支える取組みを展開します。

「はだの市民が創る男女共同社会推進会議」と協働し啓発活動を実施します。

2 人材活用と登用の促進

女性の就労や社会参画の支援につながる講座の開催や、女性登用率の引き上げを推進するためのポジティブ・アクション※の促進に努めます。

3 就労環境整備の推進

職場での男女の格差是正や女性の地位確保に向けて、労働環境の向上を図るための啓発に努めます。

4 ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止及び被害者に対する支援

DVをなくすための広報及び啓発事業を推進します。また、女性のための悩み相談窓口を設置し、その周知を図るとともに、相談者のニーズに的確に対応するための相談体制の充実に努めます。

5 相談機関の充実と周知

利用する人に分かりやすい相談体制の充実と相談窓口のあり方について検討します。

女性相談室案内カードの設置について、公共施設だけでなく、市内事業者等へ依頼するなど、相談窓口の周知を図ります。

6 学校における男女共同参画社会の実現に向けての教育活動の推進

(1) 教職員への人権意識の啓発

教職員の人権意識の啓発に関する研修等を通じて、生命や人権の尊重を基盤とした教育活動の充実に努めます。

(2) 男女平等教育の推進

子ども一人ひとりが、個性や能力を発揮するとともに、互いの人権を尊重する意識の育成に向け、家庭・地域と連携した教育活動を推進します。

※ ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置） 過去における社会的・構造的な差別によって現在不利益をこうむっている集団（女性や人種的な少数弱者など）に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な措置。

3 同和問題

～偏見や差別を教育と啓発でなくそう～

[現 状]

同和問題（部落差別）は、憲法に保障されている基本的人権の侵害に関する問題です。

国では、昭和 40 年（1965 年）の同和対策審議会答申（部落差別が現存する限りは、同和行政は積極的に推進しなければならない。）が出され、「部落問題の早急な解決が国の責務であり、同時に国民的課題である。」との基本認識に立ち、国と地方公共団体が行うべき同和対策の基本的方針と具体的方策が提言されました。そのため、この問題解決を目的に昭和 44 年（1969 年）に同和対策事業特別措置法が成立し、その後、何度かの法改正・延長がされた後、平成 14 年（2002 年）3 月末日をもって失効しています。

また、平成 8 年（1996 年）の地域改善対策協議会意見具申（抜粋「…同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ…」）においては、今後の同和対策のあり方として、特別対策から一般対策への移行と差別意識解消のための人権教育・啓発の推進が打ち出されました。それを受けて平成 12 年（2000 年）12 月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されています。

本市においては、33 年間にも及ぶ特別対策事業実施の結果、住環境の面では、地区内道路の改良や急傾斜地対策が行われ、地区内外の「生活格差」は相当程度改善されました。また、人権啓発活動を積極的に取り組んでいく中、差別意識の解消は進んでいると思われれます。

しかしながら、日常生活の中ですべての偏見や差別がなくなったかという点、まだ安心できる状況にあるとは言えません。近年においても戸籍謄本等の不正取得やインターネット上の差別書き込みなどが起きていることから、平成 28 年（2016 年）には「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。

今後も、人権教育・啓発に取り組み、人権意識を高めていくとともに、相談事業を実施していくことが必要です。

[重点施策]

1 生活情報の提供

個人への支援施策については、一般対策の情報収集を行い、生活の安

定に必要な各種の情報提供を行います。

2 偏見や差別をなくすための活動と教育の充実

人権啓発講演会等の啓発活動や学校教育・社会教育の機会を通して、偏見を取り除き、差別をなくす教育と啓発の充実を図ります。

3 ほうらい会館を拠点とした住民交流の促進

県内唯一の隣保館である「ほうらい会館」は、人権に関する啓発・教育・研修・相談、くらしの講座、会館まつり等の事業や、各種サークル団体の活動の場としての利用を通じて、地域住民の交流による人権まちづくりの拠点として活用します。

4 相談事業の実施

人権擁護委員を相談員とする人権相談を実施するとともに、相談体制の充実のため、協力団体とともに人権・生活相談事業を実施します。

5 えせ同和行為の排除

同和問題の解決に寄与しているかのように装い、企業・個人などに不当な要求をする行為（えせ同和行為）は、同和問題に対する誤った認識を生み出し、助長するおそれがあります。えせ同和行為の排除に向けて、市民や職員を対象に、同和問題の正しい認識を深めるための啓発を実施します。

4 障害者の人権

～自立して ともに暮らす 地域で暮らす～

[現 状]

昭和 56 年（1981 年）の「国際障害者年」をきっかけに、わが国は、障害者の「社会に完全に参加する権利」が実現された共生社会に向けて踏み出しました。翌年、国連総会は、障害者の「完全参加と平等」を目指す「世界行動計画」を採択するとともに、加盟国に具体的な取組みの実施を求めました（「国際障害者の 10 年」（1983～1992 年））。わが国においても、保健、医療、福祉、教育、雇用などさまざまな分野で、障害者の社会参加を目指す取組みが前進しました。

また、わが国では、平成 18 年（2006 年）に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて、法整備が進められました。平成 23 年（2011 年）に「障害者基本法」を改正、平成 24 年（2012 年）に「障害者虐待防止法」、平成 25 年（2013 年）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行されました。

さらに、平成 28 年（2016 年）に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）により、障害を理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為の禁止や、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が定められました。

本市においても、障害のある人もない人もすべての人が尊重され、いきいきと暮らせる社会を実現するため、平成 11 年（1999 年）3 月に、「秦野市障害者福祉計画（第 1 期）」を策定して以降、4 回の改定（平成 17 年、22 年、27 年、令和元年）を経る中で、施策を総合的に推進してきました。

障害のある人もない人も、市民一人ひとりがいきいきと暮らせるようにするため、障害に対する偏見や差別を認めず、お互いの人格と個性を尊重し合うことを目指します。

[重点施策]

1 啓発活動の推進

障害に対する理解を促進し、障害を理由とする偏見や差別の解消に向けて、人権教育や啓発・広報活動を推進し、こころのバリアフリー※を促進します。

2 社会のバリアフリー化の推進

障害者の日常生活上の様々な社会的制約を取り除くため、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。

3 社会参加の促進と地域生活・地域活動支援

障害者本人の意思を尊重し、住み慣れた家庭や地域で自分らしい生活が送れるよう、個人の状況に応じた福祉サービスを提供し、社会参加と自立支援を図ります。

4 虐待防止と権利擁護施策の推進

障害者虐待防止に関する広報啓発活動や研修会を行うとともに、権利擁護体制を推進します。また、法人後見事業を行う団体を支援し、後見業務を適正に行う法人の確保に努めます。

5 相談支援・情報提供体制の推進

地域において適切な福祉サービスの選択をし、生活相談や情報提供を

※ バリアフリー 「Barrier：障壁」と「Free：～がない」を組み合わせた造語。公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障害者の利用にも配慮した設計のこと。たとえば、車いすでも通行可能な歩道・廊下の幅の確保、段差の解消、視覚障害者の安全な移動のための点字ブロック、点字での案内、手すりの設置など。

現在では、障害者や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野でのバリア（障壁）の除去という意味でも用いられている。

受けることができる地域生活支援センター『ばれっと・はだの』と連携するなど、相談支援体制を推進します。

6 就労支援の推進

障害者の意欲と能力に応じた職業の選択ができるように、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携強化を図り、地域で生活する障害者の就労支援を推進します。

7 学校等における障害児教育の充実

- (1) 就学前の幼児に対して、関係相談機関による支援機能の充実を図ります。また、ともに学び、ともに育つ場として、保育所、幼稚園及び認定こども園で統合保育・統合教育を実施します。
- (2) 子どもたちへの障害者福祉に対する理解を深める教育の充実を図るとともに、特別な教育的支援が必要な子どもたちへの対応を踏まえた教育の推進に努めます。

5 高齢者の人権

～地域で支え合う高齢社会～

[現 状]

高齢者の介護を社会全体で支えることを目的に、介護保険制度が平成 12 年（2000 年）4 月にスタートしました。国の総人口に占める 65 歳以上の人口の占める割合（高齢化率）は、令和 2 年（2020 年）には 28.8 パーセントとなっています。

本市においても、人口が減少傾向にある一方で、65 歳以上の高齢者人口は増加しており、令和 2 年度（2020 年度）には高齢化率が 30 パーセントを超えました。今後も高齢者人口は増加し続け、令和 22 年度（2040 年度）の高齢化率は 40.5 パーセントと推計しています。

このような中、高齢者に対する身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分などの人権問題が発生しています。

本市では、平成 30 年度（2018 年度）から、地域高齢者支援センター（7 か所）に、生活支援コーディネーター※及び認知症地域支援推進員をそれぞれ 1 名ずつ配置し、ケアマネジャーやはだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』等と連携を取りながら権利擁護について支援を行っています。

※ 生活支援コーディネーター 地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる調整役。地域支えあい推進員。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられ、高齢者の資産の保持や安全に生活する権利が守れるよう、介護サービスの提供や相談体制の整備充実などの環境整備を図っていきます。

[重点施策]

1 地域活動の支援

ともに語り、学び合う機会をつくるなど、地域で互いに支え合えるよう、住民による交流を促進し、地域コミュニティの機能強化を支援します。

2 介護サービスの充実

在宅介護を基本として、利用者に信頼される介護サービス等を提供していくことが大切です。高齢者が、住み慣れた地域で、安心して生活を送ることができるよう、介護サービスの充実を図ります。

3 社会参加と異世代交流の推進

互いの人権を尊重しともに支えあう社会の実現に向けた取組みとして、地域社会の活動に高齢者が参加できる機会を設けるとともに、高齢者と児童との異世代交流事業等を展開します。

4 権利擁護の支援

認知症に対する市民の理解を深めるとともに、認知症高齢者の日常生活での意思決定を支える成年後見制度[※]や、地域高齢者支援センターとケアマネジャー、はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』等との連携により権利擁護を支援します。

5 相談窓口の充実

高齢者虐待の早期発見、防止及び見守りを行うため、相談窓口を充実させるとともに、処遇困難な事例に対応するため、情報の共有化を図り、地域と関係機関のネットワークの強化を進めます。

※ 成年後見制度 知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人を保護するため、家庭裁判所の手続きを通じて、代理権等を付与された成年後見人や保佐人等が財産管理等を行う制度。

6 疾病等に関わる人権

～感染症・疾病に対する偏見をなくし、ともに生活する社会～

[現 状]

誰もが安心して良質な医療を受け、心身ともに健康で生活していくことは、最も基本的な権利といえます。

また、H I V感染症※やハンセン病※、難病、精神疾患、依存症等については、それらに関する正しい知識や理解がないため、患者や家族等に対して偏見を持ち、差別をすることが問題となっています。

さらに、令和2年（2020年）からの新型コロナウイルス感染症の拡大に関連して、感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会生活の維持に欠かせない業務に携わるエッセンシャルワーカー、その家族等に対する不当な扱いや誹謗（ひぼう）中傷、ワクチン接種を受けていない人に対する接種の強制や差別的な扱いが生じています。

誰もが安心して暮らしていける社会を築くためには、私たち自身が誤った情報に左右されることなく、病気や感染症に対して正しい理解をし、患者やその家族等に思いやりの心で接することが大切です。

病気や感染症への理解を深め、患者等が暮らしやすい社会環境や学校内環境をつくり、差別や事故が起きないように教育・啓発を推進しています。

[重点施策]

1 正しい知識の普及

感染症等さまざまな疾患の正しい知識の普及を図り、市民の理解を深め、偏見や差別の解消に努めます。

学校では、教職員が病気に対して知識を習得できるよう推進するとともに、児童・生徒に対しては、各種の疾病・感染症への理解が得られるよう、啓発に努めます。

2 相談窓口の充実

疾病等を理由とした人権侵害が起こらないように、保健所、医療機関等の関係機関との連携を図りながら、安心して相談、検査等が受けられるよう相談体制の充実を図ります。

※ H I V感染症 ヒト免疫不全ウイルス（H I V）によって起こる疾患。H I Vによって引き起こされる免疫不全症候群のことをエイズ（後天性免疫不全症候群）と呼んでいる。H I Vの感染経路は、性的接触、血液感染、母子感染に限られ、日常生活の接触では感染しない。治療薬の開発により、H I Vに感染しても、早期発見と早期治療によって、エイズの発症を抑

えることができ、発症しても、適切な治療を継続することにより、普通の生活を送ることができるようになっている。

※ **ハンセン病** 「らい菌」という細菌による感染症。感染力は弱く、感染しても発病することはありません。現在では治療法が確立しており完治が可能。また、早期に適切な治療することにより後遺症も残らない。

かつては 不治の病（又は遺伝病）と考えられ、隔離政策が採られていた。特に昭和 6 年（1931 年）以降、法律による強制隔離が行われてきた。平成 8 年（1996 年）に法律が廃止された。治療法の確立後も続けられた施設入所政策により、ハンセン病は恐ろしいというイメージが助長された。ハンセン病にかかった患者・元患者やその家族が、周囲の人々の誤った知識や偏見等によって、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きている。

7 外国人の人権

～互いの歴史や文化の違いを認め合い、ともに生活する社会～

[現 状]

社会・経済全般に国際化が進む中、本市においても外国籍市民が年々増加しており、多様な民族や文化を尊重し合える、開かれた地域社会をつくることが求められています。

本市の外国人登録者数は、令和 3 年（2021 年）4 月現在、約 3,700 人であり、人口の約 2.3 パーセントを占めています。

外国からの市民への支援策として、ボランティアグループ、市内にある短期大学の先生や学生たちが自発的に活動を開始し、言語や生活習慣あるいは職場内、近隣住民とのトラブルで悩む外国籍市民の相談を受け、関係者との間に入って深刻な事態にならないように支援しています。

また、生活相談窓口において、各国言語（英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語）の相談員（通訳）を配置し、行政手続や相談に応じられる体制を整備しています。

本市の小・中学校に在籍している外国からの児童生徒のうち、日本語が話せないために個別支援を受けている児童・生徒は、増加傾向にあります。

こうした中、言葉や文化の違い等により、日本での社会生活や学校生活に不適應を起こすなどの課題を抱える児童・生徒も多くなっています。そのため、個別支援の充実とともに、保護者や関係機関との連携が必要になっています。

また、平成 28 年（2016 年）6 月には、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動（ヘイトスピーチ）をなくすため、「本邦外出身者に対

する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されています。

[重点施策]

1 自立に向けた支援の充実

日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている外国籍市民が、主体的に地域社会に関わることができるよう、日本語を習得するための支援の充実を図ります。

2 多文化理解、多文化共生を目指した教育の推進

- (1) 日本語指導を必要とする外国籍児童・生徒等への個別指導等の充実を図ります。
- (2) 多様な文化と個性を理解し、尊重するとともに、差別や偏見がなく、違いを認め合えることを目指した教育の充実に努めます。

3 ボランティア団体等への支援

外国籍市民が暮らしやすい環境を整えるためには、地域が果たす役割は大きく、語学に堪能な市民のボランティア団体やグループを支援するとともに、市民ボランティアの育成に努めます。

4 相談機能の充実

多言語に精通した相談員の配置など、外国籍市民の日常生活における相談窓口の充実を図ります。

5 交流事業の推進

日本文化を紹介するための講座や国際交流フェスティバルなどを通じて、国籍や歴史、文化の違いを超え、地域コミュニティーの一員として認め合い、ともに生活できる環境づくりを推進します。

8 犯罪被害者等の人権

～犯罪被害者を孤立させない社会～

[現 状]

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものにより生命、身体、財産に対する被害を受けるだけでなく、無責任なうわさ話や中傷により名誉を傷つけられたり、行き過ぎた取材や報道によりプライバシーを侵害されたりするなどの二次的な被害に苦しめられることも少なくありません。

国においては、平成 17 年（2005 年）4 月に、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けて、犯罪被害者等の視点に立った施策

を講じるよう「犯罪被害者等基本法」が施行されました。基本法にもとづく基本計画により、損害賠償命令制度の創設、被害者参加制度の創設、給付制度の拡充、カウンセリング費用の公費負担、ワンストップ支援センターの都道府県への設置、総合的対応窓口の地方公共団体への設置等の施策が実施されています。

本市においては、令和3年（2021年）12月に、犯罪被害者等の権利利益の保護、被害の軽減・回復を図る「秦野市犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和4年（2022年）4月1日に施行されました。条例に基づき、犯罪被害者等に対する支援金支給、日常生活支援、法律相談、カウンセリングを行うほか、市民に対する周知・啓発を実施するなど、犯罪被害者等を地域社会全体で支える取組みの充実に努めます。

誰もが犯罪に巻き込まれる可能性があるなか、犯罪被害者等の基本的人権には、誰もが関心を持ち、社会全体で配慮していく必要があります。

[重点施策]

1 相談窓口の充実

犯罪被害者等の支援のための総合窓口を設置し、犯罪等の被害により直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を実施します。

2 市民等への人権啓発活動

犯罪被害者等が地域社会で孤立しないよう、被害者等が置かれている状況や二次被害による人権侵害を防止することの重要性について市民等の理解を深める啓発活動を行います。

3 犯罪被害者等の支援

犯罪被害者等が円滑に生活できるよう、支援金の支給、家事・子育て等に要する費用の助成、転居費用の助成、法律相談、カウンセリングの体制を整備します。また、被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための支援体制を整えます。

4 支援を行う人材の育成

犯罪被害者等に対する支援を行う人材の育成に関する研修を行い、支援の充実に努めます。

9 その他の人権施策課題

(1) インターネットによる人権侵害

インターネット上での情報発信では、発信者に匿名性があることが悪用され、個人のプライバシーを侵害する情報、他人を誹謗(ひぼう)中傷する表現、差別を助長する表現等の有害な情報が発信され、拡散されるなど、人権に関わる問題が発生しています。

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるよう啓発活動を推進します。

さらに、インターネットからの情報を得られた人と得られない人との間で、情報による利益に差が付いてしまうデジタルデバインドにより、市民が「電子化された行政サービス」を等しく受けることができないという問題も生じています。パソコンやスマートフォンなどの電子機器を入手し使いこなすことができない人が、情報の共有や提供される機会の面で不利益を受けることがないように、対応を図ります。

(2) 刑を終えて出所した人々

刑を終えて出所してきた人に対する偏見・差別は根強く、本人に更生意欲があっても、就職や入居を断られるなど、社会復帰に向けて多くの課題があります。

犯罪や非行をした人の立ち直り支援に対する地域社会の理解・協力を促進し、犯罪や非行のない社会を築くため、関係機関・団体と連携しながら啓発を行います。

(3) 性的指向

性的指向とは、恋愛・性愛がどの性別に向かうのかを示す概念です。自己の性的指向は、多くの場合、思春期の頃に「気付く」ものであり、自分の意志で選んだり変えたりできるものではありません。

同性愛者・両性愛者等に対する性的指向を理由とする差別は、不当なことであるという認識が広がっています。

職場における優越的な関係を背景とした性的指向に関する侮辱的な言動は、パワーハラスメントに該当し、事業主に、雇用管理上の措置を講じることが義務付けられています。

さまざまな性のあり方について理解を深め、性的指向の異なる人たちへの偏見や差別をなくすよう、啓発を行います。

(4) 性自認(性同一性)

性自認(性同一性)とは、自分の性をどのように認識しているのかを示す概念です。自認する性と生物学的な性とが一致しないために違和感があつ

たり、手術による性の適合を望んだりすることがあります。

こうした人たちが、偏見の目を向けられたり、職場などで不適切な取扱いを受けたり、学校生活でいじめられたりすることがあります。

職場における優越的な関係を背景とした性自認（性同一性）に関する侮蔑的な言動は、パワーハラスメントに該当し、事業主に、雇用管理上の措置を講じることが義務付けられています。

平成16年（2004年）7月に施行され、平成20年（2008年）6月に改正された「性同一性障害※者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、一定の要件を満たす者は、審判を受けると、法令の適用上、他の性別に変わったものとみなされます。しかし、その要件を満たすことができず、治療、就職などにおいて不利益を受けている人たちがいます。

性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別を解消するため、性自認（性同一性）に関する正しい理解を促進する啓発を行います。

（5）ホームレス

社会経済状況の変化など様々な要因により、特定の住居を持たずにホームレスとなることを余儀なくされ、健康で文化的な生活を送ることができないでいる人がいます。ホームレスの人に対する偏見や差別から、いやがらせや暴行事件なども起こっています。この問題についての市民の理解を図るとともに、本人が自立するための支援を行います。

（6）アイヌの人々

独自の伝統や文化をもつ先住民族であるアイヌの人々は、北海道をはじめとして日本各地で生活していますが、自身がアイヌ民族であることを表明しづらい状況があります。アイヌの人々の民族としての誇りを尊重し、差別のない社会とするよう、啓発を行います。

（7）災害に伴う人権問題

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により避難生活を余儀なくされている方々に対する、風評に基づく偏見や差別的な言動が問題となりました。また、避難所等では、プライバシーの確保のほか、女性や高齢者等への配慮の必要性が改めて認識されました。

災害時など、不安や情報不足に直面したとき、人々の心の中で人権尊重の意識が薄れ、風評に基づく偏見や差別、集団でのいじめへとつながる懸念が高まります。

災害時においても正確な情報を求め、理性的に判断する姿勢と思いやりの心を忘れることのないよう、教育や啓発に努めます。

また、年齢、性別、国籍や障害の有無等に関わらず、すべての人が安心

して避難所生活を送ることができるよう、それぞれのニーズに応じた環境の整備や、男女共同参画の視点に立った防災体制づくりを進めます。

(8) 人身取引

人身取引は、風俗店での労働や売春、アダルトビデオへの出演の強要など、暴力、脅迫、誘拐、詐欺等の手段を用いて、人を獲得、輸送、引渡、収受するなどの行為をいいます。

これらの行為は重大な犯罪であるとともに、被害者、特に女性と児童に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復が困難である重大な人権侵害です。

この問題についての市民の認識を深める啓発や被害申告の促進が求められています。

(9) 北朝鮮当局による人権侵害問題

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、北朝鮮当局による拉致問題は、わが国の喫緊の国民的課題であり、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。

この問題についての市民の関心と認識を深める啓発を、国や県と連携して行います。

※ 性同一性障害 令和元年（2019）年5月に、世界保健機関（WHO）は、「国際疾病分類（ICD）」において、「性同一性障害」を、精神障害の分類の中から除外し、「性の健康に関連する状態」という分類の中の「性別不合」として位置づけを変更しました（令和4年1月発効）。これにより、WHOは、性同一性障害を、精神的な病気でも身体的な病気でもないものとししました。そのうえで、WHOは、障害と分類されなくても、当事者が望めば生殖能力をなくす手術などの医療行為を受ける権利は保障されるべきだとしています。

第4章 今後の人権施策推進のための取組み体制・課題

1 人権施策推進のための行政組織・システム

(1) 市民のための行政組織・窓口の充実

子ども、女性、高齢者、障害者その他すべての人権がなお一層守られる秦野市にするために、市民にとって分かりやすく、利用しやすい行政組織・窓口の充実に努めます。

(2) 市職員の人権意識向上と職員研修の充実

市民一人ひとりが尊敬・尊重され、差別されることのない社会とするため、行政組織・窓口の充実に努めるだけでなく、職員一人ひとりが人権尊重の意識を持つことがとても大切なことです。そのため、職員研修を充実し、人権意識の一層の向上を図ります。

2 人権教育・啓発を進める行政・教育システム

(1) 人権教育啓発推進法からの教育・啓発

平成12年(2000年)12月に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を踏まえ、行政機関や教育機関において、人権教育・啓発を推進していきます。

(2) 子どもたちへの人権教育

「教育」は大切な地方自治の一つであり、また、将来を担う子どもたちに「人権の大切さ」を伝えていくことは、大人の大きな責任です。

教育の場においては、教職員に対する人権教育・啓発をさらに積極的に実施するとともに、「はだの子ども人権宣言」を尊重し、子どもたちが「安心・安全・安定」した環境の中で教育が受けられるよう、積極的に施策の展開を図ります。

(3) 地域社会での人権意識の向上

「学校」と「地域社会」が協働できる体制の整備を図るとともに、市民が日常的に「かかわりあう」「ふれあう」環境づくりに取り組み、人権意識の向上を図ります。

3 人権相談・人権救済のための組織・システム

(1) 人権相談・人権救済のためのネットワーク推進

これまでの人権に対する行政のあり方は、「弱者に対する保護」であったことは否めません。平成17年(2005年)に改正された「改正児童福祉

法」、女性、障害者、高齢者等に対する諸法令や平成 17 年（2005 年）に施行された「個人情報保護法」など、人権に関する諸法令は急速に整備されてきています。この流れは、「人権」がすべての市民の生活保障の要であるということを示しており、「個別性」を保障しながら、守り育てて行かなければならない権利であることを示しています。

「個別性」と「公共性」を両立し、よりよい市民生活を目指していくために、人権相談・救済のための相談機関でのネットワーク推進と充実を図ります。

（2）人権相談・人権救済のための体制づくり

児童虐待を予防するための「子育て支援」、ドメスティック・バイオレンス（DV）からの一時的な避難所「シェルター」、障害者の「自立支援」、高齢者虐待を予防するための「介護支援」などの相談支援体制を拡充するとともに、市民が社会資源を利用しやすいよう、情報提供・利用支援などに努めます。

また、人権擁護委員、民生委員児童委員を中核とした人権擁護推進のために、各相談機関の調整をする部署の充実や専門性を持ったコーディネーターなどの人材育成に努め、相談の開始から問題解決まで一貫した対応ができるシステムの充実を目指します。

4 人権に関係した活動をする市民ボランティア、NPO、NGOなどの育成・活動支援のシステム、行政・教育とのネットワークづくり

行政・教育とのネットワークにより人権啓発・教育を推進するため、そこで活躍を期待されているのが協力者・サポーター役となる市民ボランティア団体等やNPO（非営利組織）・NGO（非政府組織）です。

市民生活の中で、人権が守られ、暮らしやすい社会としていくためには、行政・教育機関が単独で活動するだけでなく、ともに社会を構成する市民の関わりやネットワークの構築が必要です。「安心・安全・安定」した社会を維持するために、市民ボランティア団体等やNPO・NGOの自主性を尊重しながら、必要な活動の支援を行い、協働による活動をしていきます。

日本国憲法（抜粋）

昭和21年11月3日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

- 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

はだの子ども人権宣言

私たちの未来を私たちの手で

明るく楽しい生活を送りたい、これは私たちみんなの願いです。

あなたは知っていますか。

あなたのまわりの仲間には、いいところがたくさんあることを。

そして仲間一人ひとりが違ったいいところをもっていることを。

だからこそ、一人ひとりを大切にしたいのです。

だからこそ、「いじめ」は絶対に許せないのです。

そして、みんなで「明るく楽しい生活」を築きたいのです。

私たち秦野市の小・中学生は、話し合い、協力して、私たちにできることから取り組もうと思います。

私たちは、いじめを絶対に許しません

- ・感じよう！ あなたにとってはささいなことでも、相手にとっては…？
- ・考えよう！ 相手の気持ち、相手の立場になって。
- ・勇気をもとう！ 一人の小さな声でも、みんなの大きな声に。
- ・うちあげよう！ 悩み、苦しみを友だちに、先生に、家の人に。

あなたも、みんなも輝く仲間づくりをしよう

- ・笑顔で明るく気持ちよく、人と接しよう！
- ・たった一人の意見でも、みんなでよく聞き考え、大切にしよう！
- ・喜び、悲しみ、悩みを語り合える友だちになろう！
- ・見方、考え方など、自分との違いを認め合おう！

力を合わせ、すばらしい未来を築いていこう

- ・いじめのない明るく楽しい学校生活にするために、
学級会や児童会・生徒会で話し合う！ 取り組もう！
- ・あなたにできることを、自分で考え、実行しよう！

あなたは気づいていますか。

あなた自身にもいいところがたくさんあることを。

そして、あなたの思いやりのある言葉や行動が、まわりの仲間たちを勇気づけることを。

さあ、みんなが手をつないで語り合いましょう。

明るく楽しい生活を送るためには、今何ができるのかを。

そして、取り組みましょう。

あなたができることから。

それが、一人ひとりを大切にしたい、私たちの未来を築く第一歩となるのです。

それが、世界中のすべての子どもたちと手をつないで、私たちの未来を築く第一歩となるのです。

1997. 2. 27

秦野市子ども人権委員会 秦野市立各小学校児童会 秦野市立各中学校生徒会

<おとなの皆さんへ>

私たち秦野市の小・中学生は、明るく楽しい生活にするために、一生懸命考えました。そして、「はだの子ども人権宣言～私たちの未来を私たちの手で～」を作りました。その実現のために力をあわせて努力してゆきたいと思っています。そこで、おとなの皆さんにお願いがあります。

私たちの話や相談に、じっくりと耳を傾けて聞いてほしいのです。

私たちを、じっくりと見つめて受け止めてほしいのです。

そして、私たちの取り組みを見守ってほしいのです。

秦野市民憲章

わたくしたち秦野市民は、丹沢の美しい自然のもとで、このまちの
限りない発展に願いをこめ、ここに市民憲章を定めます。

- 1 平和を愛する市民のまち、それは私たちの誇りです。
- 1 きれいな水とすがすがしい空気、それは私たちのいのちです。
- 1 健康ではたらき若さあふれるまち、それは私たちのねがいです。
- 1 市民のための豊かな文化、それは私たちののぞみです。
- 1 みんなの発言で住みよいまちを、それは私たちのちかいです。

昭和44年10月1日制定

秦野市人権施策推進指針

平成18年(2006年)1月策定

令和4年(2022年)4月改定

令和4年(2022年)4月発行

編集発行 秦野市くらし安心部市民相談人権課

秦野市桜町一丁目3番2号

電話 0463-82-7618(直通)

<https://www.city.hadano.kanagawa.jp>